

令和7年3月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第3回）議事録

1. 開催日時 令和7年3月17日（月曜日）午後2時50分

2. 開催場所 消防本部4階「大会議室」

3. 出席委員（19名）

3番 齋藤 誠	15番 佐藤 喜勝
4番 庄司 和夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 剛
6番 伊藤 直子	18番 加藤 三敏
7番 菅原文 克	19番 大瀧 浪雄
9番 三浦 幸夫	20番 佐々木 純一
11番 巴 寛	21番 小野 晃一
12番 佐藤 源樹	22番 豊島 靖喜
13番 佐藤 榮一	23番 真坂 和都
14番 畑山 留美子	

4. 欠席委員（5名）

1番 佐藤 崇	10番 吉尾 麻美
2番 小松 健	24番 富樫 公一
8番 板垣 利明	

5. 議事日程第1号 令和7年3月17日（月曜日） 午後2時50分開会

第1. 議事録署名委員指名	
第2. 会議書記任命	
第3. 会期決定	
第4. 議案第18号	農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
第5. 議案第19号	農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件
第6. 議案第20号	農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
第7. 議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
第8. 議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
第9. 議案第23号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）
第10. 議案第24号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）
第11. 議案第25号	農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件
第12. 議案第26号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
第13. 議案第27号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
第14. 議案第28号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
第15. 議案第29号	利用状況調査の結果による非農地の判断について
第16. 議案第30号	由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

- 第17. 議案第31号 由利本荘市農業委員会への事務委任に関する規則の一部改正について
- 第18. 議案第32号 令和7年度最適化活動の目標について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

次 長	齊 藤 政 樹	次長兼農地班長	二 見 真 之
農 政 班 長	三 保 敦	専 門 員	今 野 政 幸
主査(矢島庶務班)	田 口 達 也	主任(岩城庶務班)	池 田 健 人
主事(由利庶務班)	畠 山 秀	班長(大内庶務班)	小助川 健 志
主事(東由利庶務班)	石 渡 穰	主査(西目庶務班)	巴 留美子
主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長
佐 藤 喜 勝

9. 議事録署名委員
3 番 齋 藤 誠
4 番 庄 司 和 夫

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年3月5日公示招集されました、令和7年第3回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中19名であります。

1番佐藤崇委員、2番小松健委員、8番板垣利明委員、10番吉尾麻美委員、24番富樫公一委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第18号から議案第32号までの計15件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、3番齋藤誠委員、4番庄司和夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第18号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第18号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第18号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第19号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。取扱い1件です。

申請内容については記載のとおりです。

議案第19号については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

○議長

議案第19号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第20号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第20号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第20号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、11番巴寛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【巴寛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第21号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第21号1番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第21号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【巴寛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、２１号を議題としますが、本議案の３番につきましては、３番齋藤誠委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩します。

【齋藤誠委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第２１号３番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２１号３番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２１号３番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２１号３番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２１号３番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、議案第２１号を議題としますが、２番及び４番から１２０番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２１号２番及び４番から１２０番について、取扱件数を述べ議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２１号２番及び４番から１２０番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２１号２番及び４番から１２０番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２１号２番及び４番から１２０番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第８、議案第２２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２２号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第２２号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２２号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２２号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第９、議案第２３号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２３号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２３号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２３号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第24号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第24号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第25号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書25ページをご覧ください。

岩城取り扱い1件です。

岩城1。畑1筆 391㎡。合計筆数・面積とも同数です。

申請事由は、一般住宅の建築です。

転用事業の概要です。申請者は現在、隣地に居住しておりますが、老朽化していることから新たな住宅の建築を計画しました。既存の建物の接続地であり、交通の便も良く利便性があり、自己所有地で経費が抑えられることから、申請地以外に要件にかなう土地がなく、申請地を適地として申請したものです。

なお、申請地はすでに一部通路として整備済みで、追認案件となります。これは、申請者が農地法を熟知せず、許可が必要であることを認識しないまま整備してしまったためです。この件について、申請者から顛末書が提出されており、悪質とは認められないこと、また、今後は農地法を遵守するとされていることから、申請を受理したものです。

46ページ、47ページをご覧ください。

申請地は、国立病院機構あきた病院から北へ約1.2kmに位置し、連たんした宅地に囲まれている農地となっており、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地と判断します。

「第2種農地」は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の

土地に代替地がない場合にしか許可できませんが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

資金計画については、全額自己資金です。これは、預金通帳の写しで確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

以上です。

○議長

議案第25号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

庶務班からお願いします。

○庶務班

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第25号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第25号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第25号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第26号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第26号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、4番庄司和夫委員。

○４番・庄司和夫委員。

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第２６号１番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第２６号２番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第２６号２番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第２６号２番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、３番齋藤誠委員。

○３番・齋藤誠委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第２６号２番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第２６号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第２６号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２６号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第27「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第27号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第27号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員。

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第27号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承りますご質問、ご意見ございませんか。

【5番佐々木亨委員挙手】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

以前、この付近で砂利採取した案件で、10mほど掘削する予定が大幅にオーバーし、30m掘削されたということがあり、農業委員会で指導した事例があったと思います。

今回、この業者がそれに該当するかどうか私の記憶では確認することができない訳ですが、そこについては、この業者は問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

佐々木亨委員のご質問にお答えいたします。

以前問題となった業者と同一の業者であります。

その時は、砂利採取に関しては県の担当部署から、そちらの法律の面で違法性がみられ、こちらに連絡が来たという経緯がありました。

砂利採取に関しては、県の方でも目を光らせておりますし、こちらとしても現状では問題ないと考えております。

○議長

5 番佐々木亨委員、納得ですか。

○5 番・佐々木亨委員

はい。

○議長

ほかにございませんか。

無いようですので事務局説明のとおり、議案第 27 号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第 27 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 14、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 28 号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第 28 号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、19 番大瀧浪雄委員。

○19 番・大瀧浪雄委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 28 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 28 号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第 28 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２８号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第１５、議案第２９号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

令和６年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれる農地として確認されたものであり、先月２月に開催した農地パトロール推進会議においても、総会で非農地判断をするとして報告されたもので、農地に復元するための条件整備が困難であると判断され、農地法第２条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第２９号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２９号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２９号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○日程第１６、議案第３０号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。

○農業振興課

議案第３０号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」概要、件数、申請理由、変更となった場合の整備計画書等を説明し、申請地は今後農業上の利用が見込まれる土地ではないことから、現在策定中の地域計画区から除外される予定であり、影響はないと判断され、除外要件である「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第２項各号の要件を全て満たしている旨説明する。

○議長

議案第３０号の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、１９番大瀧浪雄委員。

○１９番・大瀧浪雄委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。事務局。

○事務局

先ほど、農振担当者より説明のありましたとおり、農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としておりますので、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準について説明。

申請地は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当し、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれ、今後農地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と判断し、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案については、妥当と考える旨説明する。

○議長

只今の議案第30号の事務局説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第17、議案第31号「由利本荘市農業委員会への事務委任に関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

配布の資料をご覧ください。

農業委員会では「由利本荘市農業委員会への事務委任に関する規則」の定めに基づき、市長の権限に属する「農地法」「農業経営基盤強化促進法」などにかかる事務の委任を受けております。

今回「農業経営基盤強化促進法」「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正にともない、文言を整理するものです。

なお、具体的な事務内容については従前と大きな変更はございません。

以上です。

○議長

議案第31号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第18、議案第32号「令和7年度最適化活動の目標について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

議案第32号、令和7年度最適化活動の目標については、先ほど委員全員協議会で説明したとおりです。

以上です。

○議長

議案第32号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

佐 藤 喜 勝

議事録署名委員

齋 藤 誠

議事録署名委員

庄 司 和 夫